

標準等作成に関する手続き

TTC標準の補遺の扱い

TTC標準の補遺の扱いは、「TTC標準の補遺の扱いについて」(昭和63年9月21日標準化会議議長決定)を改正し、次による。(平成元年7月27日標準化会議議長決定)

1. TTC標準の補遺の位置づけ

TTC標準が準拠する国際勧告等において、現段階では直接記述されていないが、当該TTC標準のインプリメントにおけるガイドとなるものであり、当該TTC標準を補足するもの」を、TTC標準の補遺と位置づける。

TTC標準の補遺の作成は、当該TTC標準作成の専門委員会が行い、当該専門委員会が所属する部門委員会による審査を経たのち、調整委員会にて調整する。

2. TTC標準の補遺作成等の手続き

[別紙1](#)に、TTC標準の補遺作成等の手続きのフローを示す。

なお、会員等からTTC標準の補遺作成の要望を提出する際は、文書(様式任意)にて、

1. 要望提出者名、2. 補遺作成要望項目

を明らかにした上で、

(a) 当該TTC標準を作成又は作成中の専門委員会に、専門委員会構成員の出ている会員は、当該構成員を通じて当該専門委員会が所属する部門委員会の部門委員長へ

(b) (a)以外の会員並びに会員以外は、標準化会議議長へ提出する(事務局受付)。

3. TTC標準の補遺の周知方法

TTC標準の補遺の周知方法については、[別紙1](#)に示すとおりである。